

厚生労働省の施設基準により院内掲示等が定められている項目

当院では、複数の施設基準を関東信越厚生局へ届け出ており、下記については、ホームページや院内掲示が義務づけられております。

■敷地内禁煙について

当院は院内及び敷地内はすべて禁煙となっています。

■長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を特別料金として、医療保険の患者負担と併せてお支払いいただきます。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

■医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

■一般名処方加算

後発医薬品の使用促進をはかるとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは、院外処方箋交付時に、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。このことにより、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございますので、ご理解ご協力の程お願いいたします。

■生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ、長期投薬について

医師の診察時、症状が安定していると判断された患者様については、28日以上長期投薬を行っております。リフィル処方箋の発行を希望される場合も同様となります。

ただし、長期処方の場合でも、体調の不良や症状が悪化した場合などは必ず当院へご連絡、または受診をお願いいたします。